



福岡県医第48号(地)
平成18年4月8日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



「歯科疾患総合指導料」連携医療機関の協力について

平成18年歯科診療報酬改定において、「歯科疾患総合指導料」がされ、施設基準として、「医科の内科等の保険医療機関と連携していること」が要件となっております。

このため、日本歯科医師会より連携医療機関について協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、本件について関係機関よりご相談がございましたら、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・友清 明

日医発第1139号(保179)

平成18年3月29日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

植松治雄

「歯科疾患総合指導料」連携医療機関の協力のお願い（依頼）

標記につきましては、平成18年歯科診療報酬改定で「歯科疾患総合指導料」が新設されました。歯科保険医療機関において、この指導料を算定するためには施設基準の届出が必要であります。施設基準には医科の内科等の保険医療機関と連携していることが算定要件となっており、届出様式に医科の連携医療機関を記載して届け出ることとしております。

このため、日本歯科医師会より本職あて連携医療機関について協力依頼がありました。各都道府県医師会におかれましては、連携医療機関の確保等について、各都道府県歯科医師会が貴会へ相談に伺いますので、ご協力をお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 「歯科疾患総合指導料」に対する貴会会員各位への

ご指導方について（お願い）

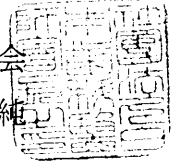
〔平18.3.23日歯発第1723号日本医師会長宛日本歯科医師会長依頼通知〕



日 歯 発 第 1 7 2 3 号
平成 1 8 年 3 月 2 3 日
(医療課扱い)

社団法人 日 本 医 師 会
会 長 植 松 治 雄 様

社団法人 日 本 歯 科 医 師 会
会 長 井 堂 孝 純



「歯科疾患総合指導料」に対する貴会会員各位への
ご指導方について（お願い）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会会務運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年度診療報酬改定では歯科診療における指導管理体系が見直され、新たに「歯科疾患総合指導料」が新設されました。

この指導料は、別紙資料のとおり、患者の同意に基づき、総合的な歯科治療計画を立案し、継続的な指導管理を実施することに対する評価であります。実施する歯科医療機関は、厚生労働大臣が定める施設基準を満たしているものとして地方社会保険事務局長に届け出ることとなっており、施設基準では別の保険医療機関（内科等を標榜する保険医療機関）との連携が確保されていることが条件となっております。

つきましては、諸事ご多端の折、誠に恐縮に存じますが、貴会会員各位に対しまして、本指導料のご周知と併せて、歯科医療機関より連携先医療機関として依頼の申し出があった際にはご理解ご協力を賜りますよう、貴職のご指導方を切にお願い申し上げる次第であります。

最後に貴会の今後益々のご発展を祈念いたします。

謹白

(別添資料)

1. 「歯科疾患総合指導料」について

(平成 18 年 3 月 6 日付、厚生労働省告示・通知より抜粋)

2. 都道府県歯科医師会宛て通知文（平成 18 年 3 月 17 日）

診療報酬の算定方法を定める件〔抜粋〕

（平成 18 年 3 月 6 日；厚生労働省告示第 92 号）

B 0 0 0 — 3 歯科疾患総合指導料

- | | |
|---------------|------|
| 1 歯科疾患総合指導料 1 | 130点 |
| 2 歯科疾患総合指導料 2 | 110点 |

- 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料を算定した時に、当該保険医療機関において継続的な管理を希望すること等について患者の同意を得て、病名、症状、治療内容及び治療期間等に関する一連の治療計画を策定し、口腔内写真等を用いて、患者に治療計画に基づき総合的な指導を行った上で、当該指導内容に係る情報を文書により提供した場合に 1 回に限り算定する。
- 2 当該歯科疾患総合指導料に係る治療計画に基づく治療の終了の日から起算して 3 月を経過するまでの期間は、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料は算定できない。
- 3 説明資料として口腔内写真等を用いた場合、それらの費用は歯科疾患総合指導料の所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 4 主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が歯周疾患の患者に対して機械的歯面清掃を行った場合は、所定点数に 80 点を加算する。ただし、区分番号 C 0 0 1 に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者又は区分番号 N 0 0 2 に掲げる歯科矯正管理料を算定している患者については当該加算を算定しない。
- 5 注 4 に掲げる機械的歯面清掃については、区分番号 B 0 0 1 に掲げる歯周疾患指導管理料の注 5 又は区分番号 B 0 0 4 — 8 に掲げる歯科疾患継続指導料の注 3 に規定する機械的歯面清掃を実施し加算を算定した日から 3 月を経過した日以降に実施した場合に限り算定する。

特掲診療料の施設基準等を定める件〔抜粋〕

(平成 18 年 3 月 6 日；厚生労働省告示第 94 号)

様式 15

〔歯科疾患総合指導料 1
歯科疾患総合指導料 2〕 の施設基準に係る届出書添付書

※該当する届出事項を○で囲むこと。

1. 歯科医師の氏名 (□には、適合する場合「レ」を記入すること)

	氏 名	歯科疾患継続管理 診断を行なう常勤 の歯科医師
1		☐
2		☐
3		☐
4		☐
5		☐
合計人数	名	

2. 歯科衛生士の氏名 (□には、適合する場合「レ」を記入すること)

	氏 名	常 勤	非常勤
1		☐	☐
2		☐	☐
3		☐	☐
4		☐	☐
5		☐	☐
合計人数	名	名	

3. 別の保険医療機関との連携調整を担当する歯科医師名 (楷書で記載すること)

	氏 名	職種名
1		
2		
3		
合計人数	名	

4. 連携医療機関 (内科等を標榜する保険医療機関)



名 称	
標 榜 科 名	
所 在 地 (電話番号)	

5. 補綴物維持管理の届出年月 (楷書で記載すること)

平成____年____月

(注)補綴物維持管理の届出年月が平成 12 年 3 月以前である場合には、可能な範囲で記入すること。

診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について〔抜粋〕

(平成 18 年 3 月 6 日；保医発第 0306001 号、

厚生労働省保険局医療課長・同 歯科医療管理官通知)

B 0 0 0 - 3 歯科疾患総合指導料

- (1) 歯科疾患総合指導料は、歯科診療の開始にあたり、患者への病名、症状、治療内容、治療期間、治療計画等の情報提供を踏まえた総合的な治療計画の立案と継続的な指導管理を評価するものであり、算定に当たっては、主治の歯科医師が当該診療報酬の趣旨及び歯科医学管理の下に歯科診療を行う旨を患者又はその家族等（以下「患者」という。）に対して十分説明を行い、「注 1」に規定する患者の同意を得るものとする。
- (2) 歯科疾患総合指導料を算定する場合は、治療開始にあたり、患者の同意を得た上で、治療計画の立案に際し必要に応じ検査、画像診断を実施し、治療計画、指導等を患者に効果的に説明するとともに、必要に応じて保健福祉サービスに関する情報を患者に積極的に提供する。
- (3) 歯科疾患総合指導料を算定できる保険医療機関は、「特掲診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)」の第三の十一に定める基準を満たしているものであること。
れており、区分番号M 0 0 0 - 2 に掲げる補綴物維持管理料の注 1 に規定する届出が行われており、別の保険医療機関との連携が確保されている歯科医療機関において算定する。
ロ 歯科疾患総合指導料 2 は、常勤の歯科医師が1名以上配置されており、区分番号M 0 0 0 - 2 に掲げる補綴物維持管理料の注 1 に規定する届出が行なわれており、別の保険医療機関との連携が確保されている歯科医療機関において算定する。
- (4) 歯科疾患総合指導料は、同一の治療期間中において患者 1 人に対して 2 以上の保険医療機関で算定することはできない。なお、保険医療機関は、歯科疾患総合指導料を算定した場合であって、当該患者に係る被保険者証の療養給付記録欄への所定事項の記載が可能な場合は、当該記録欄に歯科疾患総合指導料を算定した旨の記載を行うものとする。また、歯科疾患総合指導料は、同一の期間中においては患者 1 人に対して 2 以上の保険医療機関は算定できないことに留意し、被保険者証で確認できない場合には、患者等に対し照会等を行うことにより、他の保険医療機関において歯科疾患総合指導料を算定していないことを確認し、確認先の名称、確認年月日、確認結果を診療録に記載するものとする。
- (5) 歯科疾患総合診療料 1 を算定した場合は、歯科疾患総合指導料 2 の算定はできない。また、歯科疾患総合指導料 2 を算定した場合は、歯科疾患総合診療料 1 は算定できない。
- (6) 歯科疾患総合指導料を算定した日に急性炎症等で、口腔内写真等の治療計画の立案に必要な検査等が行えず、総合的な指導管理が行えない場合にあっては、初回又は 2 回目の再診日までに必要な検査等を行い、治療計画を立て、当該総合指導と併せて患者に対して文書を提供し説明を行った場合に限り算定する。
- (7) 歯科疾患総合指導料を算定している患者が、別の保険医療機関において休日等に救急的に治療を受けた場合には、救急的治療を行った保険医療機関は歯科疾患総合指導料の算定はできない。

- (8) 「注1」の説明に用いる「口腔内写真等」とは口腔内写真、スタディモデル等の患者本人の算定時における口腔の状態、病状等を表したものをいう。説明に口腔内写真又はスタディモデルを用いた場合の口腔内写真又はスタディモデルの取扱いについては、区分番号D003-2に掲げる口腔内写真検査、区分番号D003に掲げるスタディモデルに準じて行い、検査結果を診療録に記載する。なお、説明に用いた口腔内写真及びスタディモデルの費用は所定点数に含まれ別に算定できない。
- (9) 歯科疾患総合指導料を算定した場合にあっては、治療計画期間及び治療計画に基づく一連の治療が終了した日から起算して3か月以内は再診として取扱い、区分番号A000に掲げる初診料を算定せず、区分番号A002に掲げる再診料を算定する。ただし、外傷等により当初の治療計画の傷病とは異なる新たな疾患が生じた場合についてはこの限りでなく、区分番号A000に掲げる初診料と同様の取扱いとして差し支えない。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に前回治療終了月日及び当該疾患の状態を記載する。
- (10) 歯科疾患総合指導料を算定した患者であって、治療計画に基づく一連の治療が終了した日から起算して3か月を超えた場合に、当該患者に再度の歯科疾患総合指導料を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に当該患者の前回治療終了年月日を記載する。ただし、前回治療終了年月日から1年以上経過した場合にはこの限りでない。
- (11) 「注1」に規定する文書とは、別紙様式1又はこれに準ずる様式に、主訴、病名、病状、一連の指導計画、説明に用いた資料の種類、指導内容、保険医療機関名、当該指導を行った主治の歯科医師の氏名等を記載したものをいう。なお、主治の歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が機械的歯面清掃を行った場合には、当該患者に行った指導内容及び当該指導を行った歯科衛生士の署名を患者に交付する文書に明記し、主治の歯科医師に報告する。
- (12) 患者への文書の提供に当たっては、治療計画、指導内容等を患者が理解したことを確認した上で文書を受領した年月日及び自署による署名を得るものとする。なお、患者に交付した文書の写しを診療録に添付する。
- (13) 歯科疾患総合指導料を算定する場合は、診療録に、一連の指導計画、指導内容、患者説明用に実際に使用した資料の種類及び内容等を記載すること。
- (14) 同一の患者に対し同一月に歯科疾患総合指導料を算定すべき指導を2回以上行った場合においては、第1回目の指導を行ったとき算定する。なお、2回目以降の指導において文書による情報提供を行った場合は、患者に提供した文書の写しを診療録に添付すること。
- (15) 「注4」の機械的歯面清掃とは、歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が歯面における機械的な回転器具や研磨用ペーストを用いて行う歯垢除去等をいい、一口腔単位で行った場合に限り算定できる。機械的歯面清掃の実施に当たっては、最後に機械的歯面清掃を実施し加算を算定した日から3月を経過した日以降に実施した場合に限り算定する。なお、歯科疾患総合指導が歯周疾患以外の患者に対して行われた場合は、当該加算は算定できない。
- (16) 区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者、区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料を算定している患者には当該加算は各所定点数に含まれ別に算定できない。
- (17) 「注4」、区分番号B004-8に掲げる歯科疾患継続指導料の「注3」及び区分番号B001に掲げる歯周疾患指導管理料の「注5」で規定する機械的歯面清掃の実施に当たっては、最後に機械的歯面清掃を実施し加算を算定した日から3月を経過した日以降に実施した場合に限り算定する。



事 務 連 絡
平成 18 年 3 月 17 日

都道府県歯科医師会 御中

日 本 歯 科 医 師 会
医 療 課

通知の送付について

平素より本会会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より3月6日付で平成18年度診療報酬改定に伴う関係通知が发出されましたので、歯科関係の部分を抜粋してご連絡申し上げます。

なお、今改定で新設された「歯科疾患総合指導料」の算定に当たっては、以下2点について各都道府県医師会や地方社会保険事務局とご相談・ご調整をいただきますようお願い申し上げます。

① 同指導料の施設基準には、「当該地域において内科等を標榜する保険医療関係機関との連携体制が確保されていること」と明記されているほか、地方社会保険事務局長宛の届出書においても、「内科等を標榜する連携保険医療機関名」を記載することとなっております。

そのため、各歯科医療機関が当該指導を実施するに当たり、医科医療機関との連携が十分に確保されていることが必要となりますので、医科医療機関側の受け入れ体制の確保や同指導料に対する認識・理解をしていただくうえからも、各県歯科医師会におかれましては、各県医師会と連携確保等に向けてご相談・ご調整をいただきますようお願い申し上げます。

② また、同指導料の施設基準には、「補綴物維持管理料の届出を行った保険医療機関であること」と明記されていることから、同届出書には、「補綴物維持管理の届出年月」を記載することとなっております。

しかし、大半の医療機関では、届出を行ってから数年の歳月を経ていることから、届出に当たっては、届出の有無の記載のみで足りるか等について、地方社会保険事務局とご調整をいただきますようお願い申し上げます。

(別 添)

- 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(歯科抜粋)
(保医発第 0306001 号・平成 18 年 3 月 6 日)
- 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(歯科抜粋)(保医発第 0306002 号・平成 18 年 3 月 6 日)
- 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(歯科抜粋)(保医発第 0306003 号・平成 18 年 3 月 6 日)
- 「医療費の内容の分かる領収証の交付について」(歯科抜粋)
(保発第 0306005 号・平成 18 年 3 月 6 日)